

聖籠町手数料条例別表に規定する地域密着型サービス事業等の一体的な運営の基準を定める規則をここに公布する。

平成30年3月29日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第13号

聖籠町手数料条例別表に規定する地域密着型サービス事業等の一体的な運営の基準を定める規則

聖籠町手数料条例（平成12年聖籠町条例第8号）別表介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査の項第2号の規則で定める同一の事業所における地域密着型サービス事業と地域密着型介護予防サービス事業との一体的な運営は、同一の事業所における、次の表の左欄に掲げる地域密着型サービスを行う事業の種類について、それぞれ同表の右欄に掲げる地域密着型介護予防サービスを行う事業との一体的な運営とする。

地域密着型サービス	地域密着型介護予防サービス
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。